

考 査 基 準

1. 第 1 次評定者及び第 3 次評定者考査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目の評定を行うものとする。(評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない)

2. 第 2 次評定者考査基準

(1) 考査方法

第 2 次評定者は、評定の趣旨を十分に理解し尊重した上で、総合的に評定を行う。

(2) 評定点範囲

採点表（第 2 次評定者用）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

3. 事故等による減点等

(1) 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－1 にて 15 点まで減点することができる。

別表－1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	指名停止 1 ヶ月まで	指名停止が 1 ヶ月を超える
考 査 点	－ 3 点	－ 5 点	－ 1 0 点	－ 1 5 点

【適応事例】

- ・ 入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・ 発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。

- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打合せ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等を受けた。
- ・当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

(2) 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－２にて２０点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、富山県設計業務等成績評定要領（以下、「評定要領」という。）第７条に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第９条に定める評定の修正を行うものとする。

別表－２ 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施
考 査 点	－１０点	－２０点

４．「調査業務、設計業務」及び「単純調査業務」について

「調査業務、計画業務」は、広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い調査業務に対応するものであるため、これについては「調査業務、計画業務」採点表を使用するものとする。

しかしながら、「調査業務、計画業務」には、この採点表を使用するに及ばない、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等も含まれることから、これを「単純調査業務」と定義し、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」採点表を用いて評定するものとする。

なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とされたい。

【調査業務の内容】

調査業務とは、現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果のとりまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、前項の調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、調査業務とする。

※ [土木部では設計業務等共通仕様書第 1204 条に規定、農林水産部では当該文に準拠する]

【計画業務の内容】

計画業務とは、貸与資料や適用する規準及び設計図書などを用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行う業務内容である。

なお、同一の業務として、解析・検討を行うための資料収集等を行うことについても、計画業務とする。

※ [土木部では設計業務等共通仕様書第 1205 条、農林水産部では「設計業務共通仕様書」第 1-12 条、第 2-1 条、第 3-1 条、第 4-1 条に規定する]

「単純調査業務」の例

各部門共通	書類編集的な業務 文献収集業務
河川、砂防及び海岸	水理・水文観測業務 データ加工業務（降雨解析等） 不等流計算等の計算業務（システム開発を除く） 補償数量の算出 工事記録等資料の分類・整理 工事図面集、写真集等の作成
道路（農道、林道含む）	一般的な現地踏査 一般的な交通量観測業務 台帳整理等を目的とした資料収集業務
コンクリート構造物 （トンネル、水路など）	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備	施工関連資料の収集整理
情報	定期的なデータメンテナンス 資料収集的な業務 単純なデータ作成のみの業務
防災 環境	資料収集的な業務 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が J I S 等で規定されている測定業務

5. 適用する採点表について

(1) 業務種類別の適用採点表

①「地質調査、単純調査業務、測量作業」採点表

要領第2に規定する業務のうち、「地質調査」「測量作業」及び「単純調査業務」に適用する。

②「調査業務、計画業務」採点表

要領第2に規定する業務のうち、「計画業務」「調査業務」（「単純調査業務」を除く）に適用する。

③「設計業務」採点表

要領第2に規定する業務のうち、「設計業務」に適用する。

(2) 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、上記(1)①から③のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用する。ここで、「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とされたい。

- 1) 上記(1)①から③の対象のいずれかの設計金額が200万円を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- 2) 上記(1)①から③の対象の複数の設計金額が200万円を超えるとき、もしくはどれもが200万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。

これらの取扱いは、第1次評定者及び第3次評定者で統一するものとする。

(3) 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取り扱いや単純調査業務の選定は、第1次評定者が決定する。

6. 技術者の評定について

各技術者の評定点は、業務に対する評定点のうち、以下の評価項目を抽出し、7. の重み付けを考慮して付加する。

評価項目		管理技術者	担当技術者 (注1)	照査技術者	
専門技術力	提案力、改善力	○	○	—	
	業務執行技術力	○	○	—	
	施工時への配慮 (注2)	概略設計, 予備設計	○	○	—
		詳細設計	○	○	—
	コスト把握能力 (注2)	○	○	—	
管理技術力	工程管理能力	○	—	—	
	品質管理能力	○	—	○	
	迅速性, 弾力性, 調整能力	○	—	—	
コミュニケーション力	説明力, プレゼンテーション力, 協調性	○	○	—	
取組姿勢	責任感, 積極性, 倫理観	○	○	—	
成果品の品質		○	○	○	

注) 1. 「担当技術者」はそれぞれ3人までとする。

2. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。

7. 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

評価項目		地質調査、単純調査等業務、 測量作業				調査業務、計画業務				設計業務				
		業務 評定	技術者評定			業務 評定	技術者評定			業務 評定	技術者評定			
			管理	担当 (注1)	照査		管理	担当 (注1)	照査		管理	担当 (注1)	照査	
専門 技術力	提案力、改善力	2	2	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	
	業務遂行技術力	4	4	4	—	4	4	4	—	4	4	4	—	
	施工時への 配慮 (注2)	概略設計、 予備設計	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—
		詳細設計	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—
	コスト把握能力 (注2)	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	
管 理 技術力	工程管理能力	2	2	—	—	2	2	—	—	2	2	—	—	
	品質管理能力	2	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	2	
	迅速性, 弾力性, 調整能力	1	1	—	—	1	1	—	—	1	1	—	—	
コミュニケー ション力	説明力, プレゼン テーション力, 協調性	1	1	1	—	1	1	1	—	1	1	1	—	
取組姿 勢	責任感, 積極性, 倫理観	2	2	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	
成果品の品質		7	7	4	1	7	7	4	1	8	8	5	1	
合 計		21 (100%)	21 (100%)	13 (100%)	3 (100%)	21 (100%)	21 (100%)	13 (100%)	3 (100%)	24 (100%)	24 (100%)	16 (100%)	3 (100%)	

注) 1. 「担当技術者」は3人までとする。

2. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。

参考：採点上の補足

1. 業務執行に係る過失に伴う減点について

採点表の評価細目で「その他」を選択する場合は、その理由を記載する。以下、例を示す。

(業務実施上の過失の評価例)

- ・ その他（第2次評定者の再三の指示にもかかわらず、改善されなかった。）

2. 高度な技術レベルが求められる場合等について

採点表の評価細目で、“高度な技術レベル” “難易度の高い業務” の項目があるが、これに関しては「設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討委員会 中間とりまとめ」に示される「知識」の高い業務かつ「構想力・応用力」の高い業務を指す。以下、標準的な業務内容に基づいた例を示す。

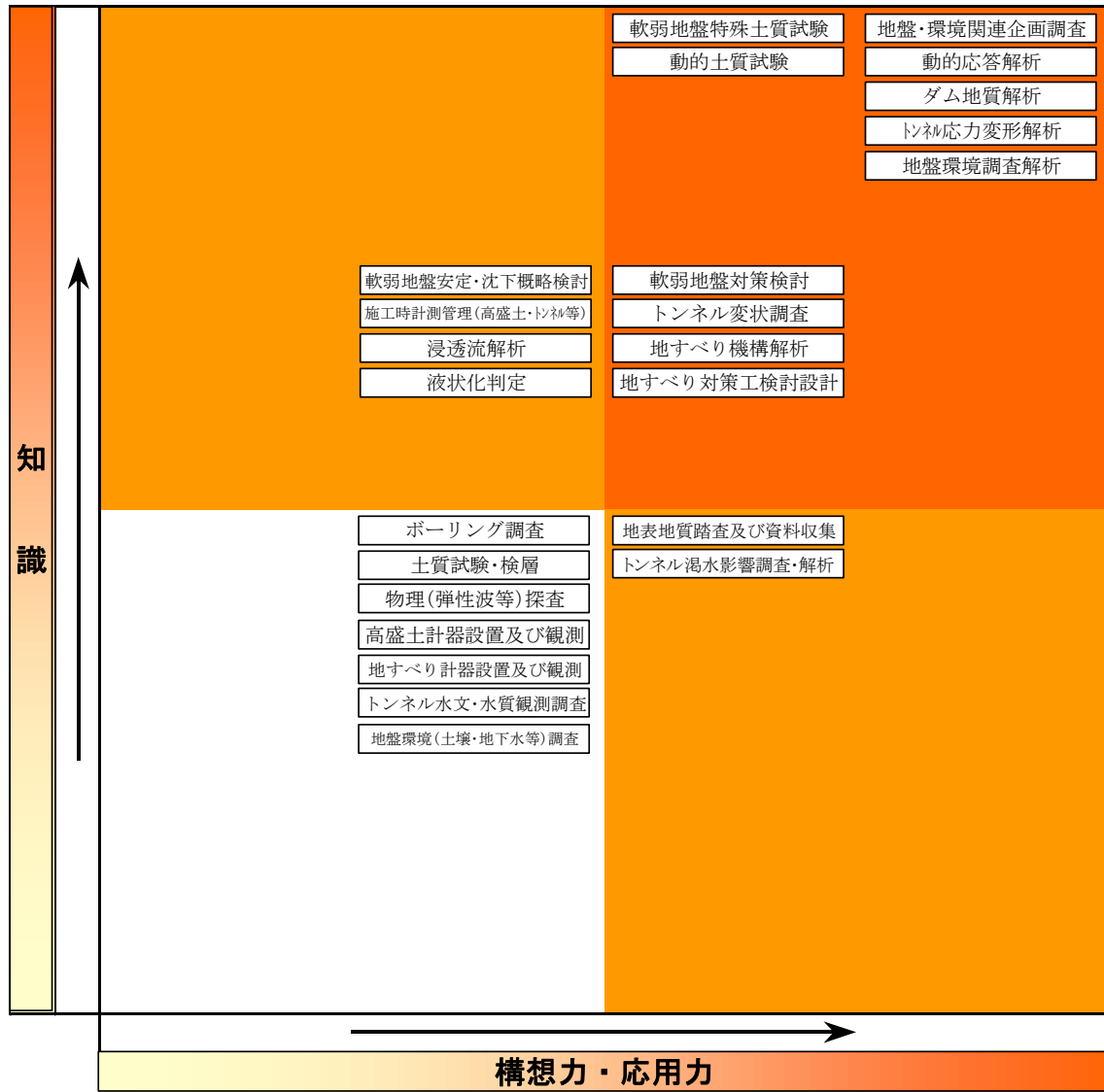


図 地質調査の例

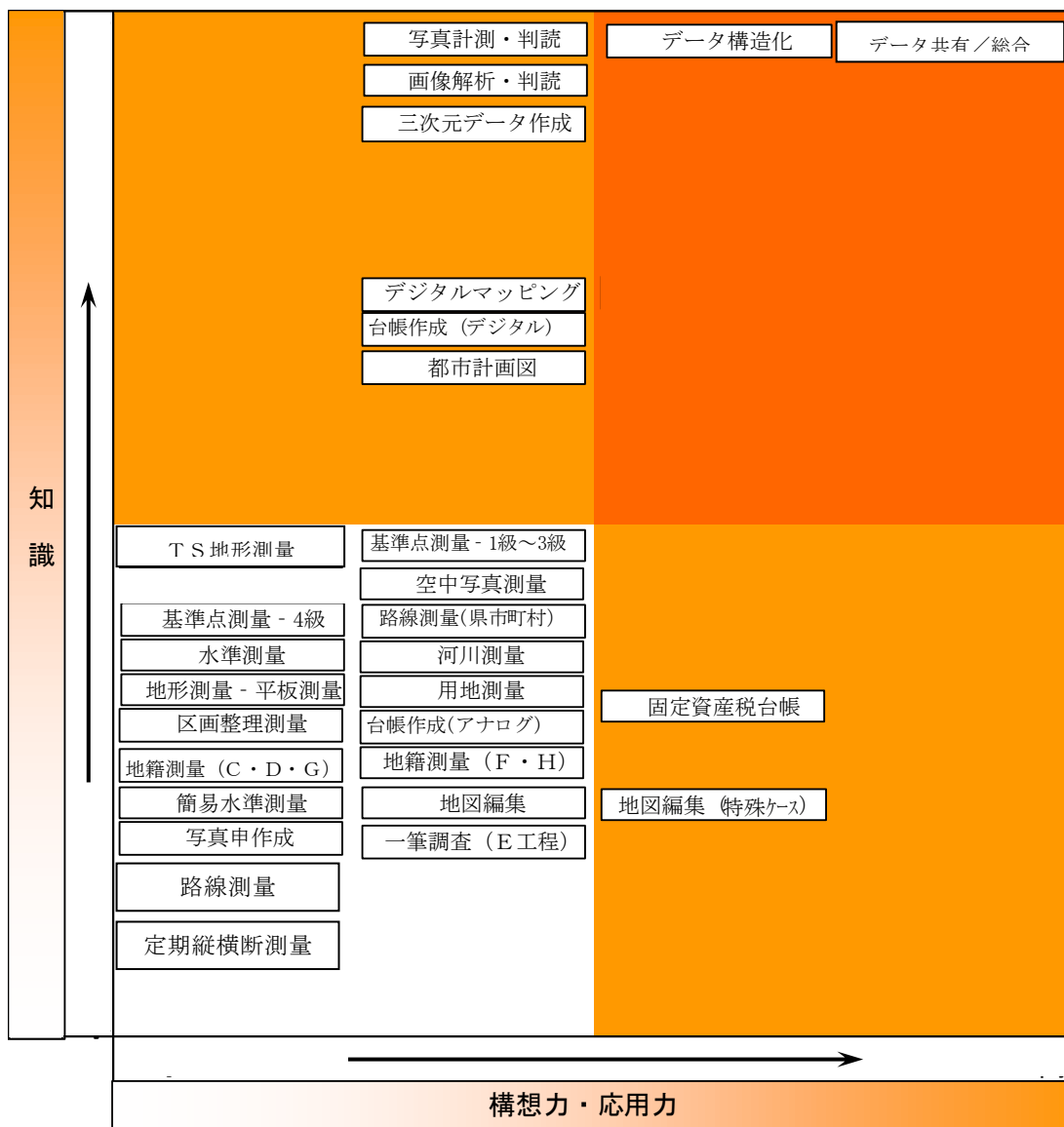


図 測量作業の例

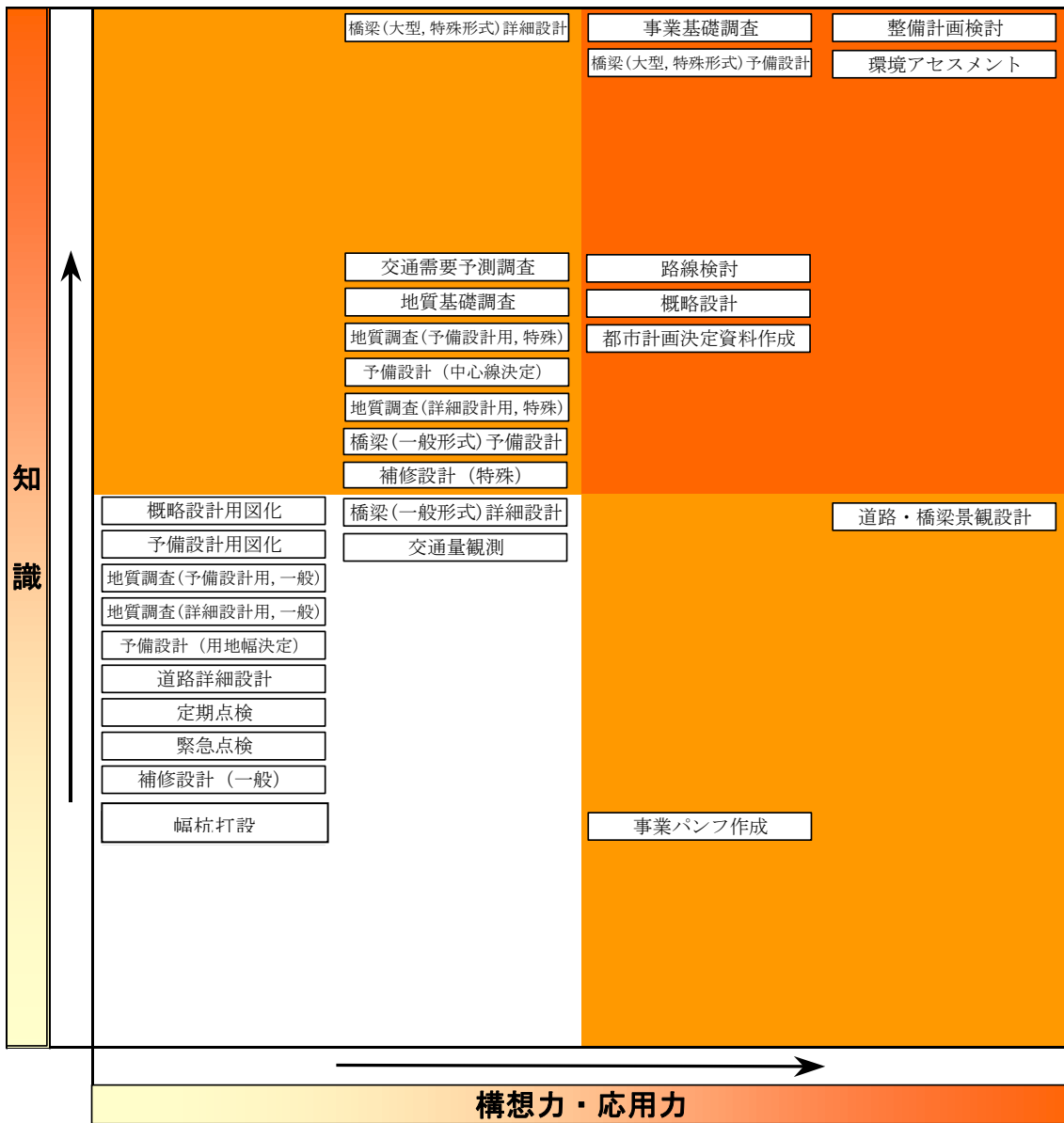


図 道路事業に係わる調査・計画・設計業務の例



注：A，Bは同種の業務における難易度の違いを表し、Aは難易度が大きいものであるもの。

図 河川事業に係わる調査・計画・設計業務の例